

京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市北部山間かがやき隊員（以下「隊員」という。）の起業又は事業継承（以下「起業等」という。）を支援し、本市北部山間地域の担い手としての定住と地域活性化を図るため、隊員が本市北部山間地域内で起業等をするために必要な経費に対して、予算の範囲内において、京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 北部山間地域 次の表に掲げる地域とする。

行政区	地域名
北区	中川、小野郷、雲ヶ畑
左京区	花脊、別所、広河原、久多、百井
右京区	水尾、宕陰、京北

(2) 定住 住民基本台帳に記録され、かつ、北部山間地域に永く住むための生活拠点（居住用家屋）に居住すること。

(3) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、主として営む事業の開始に限る。

ア 事業を営んでいない者が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始するもの

イ 事業を営んでいない者が新たに法人を設立し、事業を開始するもの

ウ 個人が現在の事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たな事業を開始するもの

(4) 事業承継 次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、主として営む事業の開始に限る。

ア 事業を営んでいない者が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、承継した事業を開始するもの

イ 事業を営んでいない者が法人を承継し、承継した事業を開始するもの

ウ 個人が現在の事業の全部または一部を継続して実施しつつ、承継した事業を開始するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる隊員は、隊員として3年度の任期（以下「任期」という。）を満了した者又は満了する見込みがある者であって、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、市税等について滞納がある者は対象としない。

- (1) 任期満了の予定日から起算して前1年以内の者
- (2) 任期満了の日から1年以内の者

2 補助金の交付は、隊員の任期満了の予定日から起算して前1年又は任期満了の日から1年以内の日が属する年度のうち、一の年度とし、かつ、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付要件は、次の各号の全てに該当することとする。

- (1) 隊員による本市北部山間地域内での起業等（隊員の任期中又は任期満了から1年以内のものに限る。）であること。
- (2) 起業等の事業内容が本市北部山間地域の活性化に資するものであること。
- (3) 補助金を交付した年度の翌年度から3年以上本市北部山間内に定住し、事業を継続すること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市の活性化に資する起業等に要する経費であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、他に補助金等が交付されないものに限る。

- (1) 設備費、備品費、土地・建物賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導受入れに要する経費
- (6) その他市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に明確に必要なと特定できない物品の調達費用等や住居（店舗及び事務所を兼ねる場合を含む。）の家賃、敷金、礼金、管理費、共益費、保証金、仲介手数料、住居に附属する駐車場使用料等は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額とし、1,000,000円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは、京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 前条の規定による交付決定通知を受けた申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金変更・中止承認申請書（第4号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。
- (3) 補助対象経費の20パーセントを超える減額をしようとするとき。
- (4) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、承認を決定したときは、京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金変更承認通知書（第5号様式）により、不承認を決定したときは、京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金変更不承認通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助金を交付した年度の翌年度から3年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について、京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金

実績報告書(第7号様式)により市長に報告しなければならない。

- 2 申請者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした書類を整備し、補助金を交付した年度の翌年度から起算して3年間保管しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容等を審査の上、補助金の額を確定し、京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金額確定通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 前条の規定による補助金額確定通知を受けた申請者は、市長が指定する日までに、京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、第8条の規定による交付決定通知を受けた補助金額の8割を上限として、京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金概算払請求書(第10号様式)により、概算払を請求することができる。
- 3 市長は、前2項の規定による補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正行為があったとき。
 - (4) 補助金を交付した年度の翌年度から3年以内に本市北部山間地域の区域外に転出したとき。
 - (5) 補助金を交付した年度の翌年度から3年以内に補助金を活用した事業をとりやめ、又は補助金により取得した財産を処分したとき。
 - (6) その他市長が不適切と認めたとき。
- 2 前項の規定は、補助事業において交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金交付決定額取消通知書(第11号様式)により通知するものとする。

3 市長は、交付決定の取消しをしたときは、補助金を交付した年度の翌年度を起算として、本市北部山間地域において定住した期間及び事業を継続した期間に応じ、次の表に定める額を返還させることができる。

定住した期間及び事業を継続した期間	返還を求める額
1年未満	交付決定額の100分の100
1年以上2年未満	交付決定額の100分の75
2年以上3年未満	交付決定額の100分の50

4 市長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、京都市北部山間かがやき隊員起業等支援補助金返還請求書(第12号様式)により請求するものとする。

(補助金の返還免除)

第15条 市長は、前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当し、申請者から申し出があったときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 災害、疾病その他自己の都合によらず、やむを得ない事由があるとき。
- (2) 市長が特に必要と認めたとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

京都市長 様

申請者
住所
氏名
連絡先

京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金 交付申請書

京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、
下記の関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 事業名
- 3 起業等の日 年 月 日（予定）
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式1－1）
 - (2) 収支予算書（様式1－2）
 - (3) 経費見積書（写）又は補助金の算出の根拠となるもの
 - (4) 住民票の写し
 - (5) 納税証明書
 - (6) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

起業等の形態	☐ 起業 ☐ 個人事業所 ☐ 法人（法人の種類： ☐ 事業継承
事業の実施場所	〒 ー
起業等の目的	
事業の内容	
事業を通じて本市 北部山間地域の活 性化に資する内容	
事業の効果及び目 標	（地域への波及効果、目標、２年目以降の事業展開、展望等）

様式 1 - 2

収支予算書

1 収入内訳書

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
市補助金		
合計		

2 支出内訳書

(単位：円)

区 分	予 算 額	積算根拠	備 考
合計			

第2号様式（第8条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京都市長 印

京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

1 事業の名称

2 交付予定額 金 円

3 交付決定の取消し

市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正行為があったとき。
- (4) 補助金を交付した年度の翌年度から3年以内に本市北部山間地域の区域外に転出したとき。
- (5) 補助金を交付した年度の翌年度から3年以内に補助金を活用した事業をとりやめ、又は補助金により取得した財産を処分したとき。
- (6) その他市長が不適切と認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業において交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

第3号様式（第8条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京都市長 印

京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金 不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり補助金の不
交付を決定したので通知します。

記

1 事業の名称

2 不交付の理由

(教 示)

1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

京都市長 様

申請者
住所
氏名
連絡先

京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金 計画変更・中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた事業の
計画を下記のとおり変更・中止したいので、承認をお願いします。

記

1 事業の名称

2 変更・中止後の補助金交付申請額 金 円

3 変更・中止の理由

4 変更・中止の内容

5 添付書類

(1) 収支予算書

注：上記書類は、京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金交付申請書
別紙1に準じ、変更前後が比較対照できるよう、変更に係る部分についてのみ
変更前を括弧書で上段に記載すること。

(2) 変更後の経費見積書（写）又は補助金の算出の根拠となるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

第5号様式（第9条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京都市長 印

京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金 変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった事業について、下記のとおり承認を決定したので通知します。

記

1 事業の名称

2 変更後の交付決定額 金 円

（教 示）

1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第6号様式（第9条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京都市長 印

京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金 変更不承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった事業について、下記のとおり不承認を決定したので通知します。

記

1 事業の名称

2 不承認の理由

（教 示）

1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

京都市長 様

申請者
住所
氏名
連絡先

京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金 実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった事業について、
下記のとおり実績を報告します。

記

1 事業実績及び事業の効果

2 起業等の日 年 月 日

3 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 収支精算書（別紙1）
- (2) 精算金額が確認できる請求書及び領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

別紙 1

収支精算書

1 収入内訳書 (単位 : 円)

区 分	精算額	備 考 (積算基礎等)
市補助金		
合 計		

2 支出内訳書 (単位 : 円)

区 分	精算額	備 考 (積算基礎等)
合 計		

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長 印

京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金 額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業について、下記のとおり補助金
額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

（交付決定の取消し）

市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全
部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （2） この要綱及び関係法令に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正行為があったとき。
- （4） 補助金を交付した年度の翌年度から 3 年以内に本市北部山間地域の区域外に
転出したとき。
- （5） 補助金を交付した年度の翌年度から 3 年以内に補助金を活用した事業をとり
やめ、又は補助金により取得した財産を処分したとき。
- （6） その他市長が不適切と認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業において交付すべき補助金の額の確定があった後につい
ても適用する。

第9号様式（第12条関係）

京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金 請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名
	電話 -

京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第1項の規定により、補助金の支払いを請求します。	
交 付 額 確 定 日	年 月 日
事 業 名	
補 助 金 の 請 求 額	金 円

振 込 口 座	☐ 登録済みの口座（1口座のみ登録）→以下記入不要です。 ☐ 登録済みの口座（複数口座を登録）のうち、下記の口座→口座番号まで記入してください。 ☐ 登録していない下記の口座→全て記入してください。															
	金融機関名				店舗名				預金種目				口座番号			
									☐ 普通（総合） ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他							
	口座名義 (フリガナ)															
口座名義 (漢字等)																

第 1 0 号様式（第 1 2 条関係）

京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金 概算払請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名
	電話 -

京都市補助金等の交付等に関する条例第 2 1 条第 1 項の規定により、補助金の概算払を請求します。	
交 付 決 定 日	年 月 日
交 付 予 定 額	
補 助 金 の 請 求 額	金 円

振 込 口 座	☐ 登録済みの口座（1 口座のみ登録）→以下記入不要です。 ☐ 登録済みの口座（複数口座を登録）のうち、下記の口座→口座番号まで記入してください。 ☐ 登録していない下記の口座→全て記入してください。															
	金融機関名				店舗名				預金種目				口座番号			
									☐ 普通（総合） ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他							
	口座名義 (フリガナ)															
	口座名義 (漢字等)															

第 1 1 号様式（第 1 4 条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京都市長 印

京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金 交付決定額取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金について、下記により支給額の（一部・全部）を取り消したので、下記により通知します。

記

1 取消理由

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日	年 月 日付け	第 号
交付決定額	金	円
（うち交付決定を取り消す金額		円）

（教 示）

1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 1 2 号様式（第 1 4 条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京都市長 印

京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金 返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した京都市北部山間かがやき隊員起業等支援事業補助金について、下記のとおり返還を請求します。

記

1 返還金額 金 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還方法